

## 年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当  
☎ 76-2151 内線 222

### 年金をお得に増やせます

#### ▼付加年金の保険料は400円

定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

納めた付加保険料は、将来、付加年金として2年間受け取るだけで取り戻せますから、3年目以降は「もらい得」になる大変お得な制度です。

#### ▼いくら上乗せされるかというところ

##### 付加年金の受領額（年額）

200円×付加保険料納付月数です。

例：付加保険料を10年間納付した場合

##### ○付加保険料

400円×10年（120月）＝48,000円

##### ○付加年金額（年額）

200円×10年（120月）＝24,000円

したがって、付加年金を2年間受領すると納付した付加保険料総額と同額になるのです。

#### ▼付加年金に加入できる人

国民年金の第1号被保険者と65歳未満の任意加入被保険者です。（国民年金基金に加入中の方は加入できません）

## サマージャンボ宝くじ！

1等・前後賞合わせて

# 賞金 3 億円！

新登場の1000万サマーと同時発売！

発売期間 7月7日（水）～7月30日（金）

抽選日 8月10日（火）

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



（財）全国市町村振興協会

## 平成22年度 津別町人づくり研修事業

「津別町人づくり研修事業」は町民の皆さんの自然・生活・文化・社会・福祉・スポーツ・産業・経済・教育等の自主的な研修を支援し、識見豊かな人材の育成を図ることを目的としています。

研修を希望する方は、下記により申し込みを行って下さい。

**研修地** 道内を除く国内  
**研修日数** 7日以内（離町の日から帰町の日まで）  
**助成金の額** 8万円が限度（助成対象経費の5割以内）  
**研修の対象者** 18歳以上で町内に1年以上在住している方

ただし、この事業で研修した方は、以後5年間は助成を受けることはできません。

また、この事業での研修は2回が限度となっております。（平成7年度以降の通算回数）

主な変更内容は上記のとおりです。

問い合わせ・申し込み先 企画財政課地域振興G

申し込み期限 平成22年8月31日

（今年度の予算額は70万円です。期限までに申し込みのあった方々について、選考委員会にて協議し決定します。期限後の申し込みについては、予算状況により対応が異なる場合があります。）

## 平成23年度津別町職員 民間企業等経験者募集について

- ①職 種 一般行政職（土木技術者）
- ②募集人数 1名
- ③応募資格 昭和50年4月2日以降に生まれた者で、平成22年6月末現在で民間企業等における職務経過が5年以上あり、土木に関係ある職務経過が3年以上ある方。
- ④土木経験 土木に関係ある職務とは、土木工事の設計、施工管理、施設の維持管理の業務とします。採用後も基本として同種の職場内容及び配属となります。
- ⑥採用条件 津別町条例及び法令等の定めによる
- ⑤採用予定年月日 平成23年4月1日
- ⑦応募要領 平成22年9月1日（水）までに次の書類を提出のこと。郵送の場合は当日必着。  
・履歴書（写真貼付）は津別町役場に請求又は津別町ホームページより入手してください。
- ⑧試験内容 作文筆記、個人面接  
場所 津別町役場林業研修会館（役場庁舎裏）  
日時 平成22年9月5日（日）午前9時から  
〒092-0292 網走郡津別町字幸町41番地  
津別町役場総務課庶務グループ  
☎0152-76-2151
- ⑨応募・照会先

## 海上保安学校学生を募集します！

海上保安庁では、次のとおり海上保安学校学生採用試験を実施します。

**受験資格** 平成23年4月1日現在で24歳未満の方、高等学校卒業程度



**申込受付期間** 7月20日（火）～8月3日（火）  
（当日消印有効）

**第1次試験・場所** 9月26日（日）札幌市ほか  
（函館市、小樽市、旭川市、釧路市）

**試験内容** 教養試験、学科試験等（受験課程によって異なります）

試験の詳細や受験案内等について詳しくは下記までお問い合わせ下さい

問い合わせ先 紋別海上保安部管理課（紋別市港町5-3-10）☎0158-23-0118

ホームページ

<http://www.kaihamlit.go.jp/01kanku/>

## 津別町在宅高齢者火災警報器給付事業

消防法の改正により、一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。町では、高齢者の方々の日常生活における安心・安全を確保することを目的に住宅用火災警報器を給付いたします。

### 対象者

- ・津別町民であること
  - ・前年度の町民税が非課税であること
  - ・自己所有している住宅に居住していること
  - ・満65歳以上のひとり世帯または世帯全員が満65歳以上の世帯であること
- ※ただし、住民基本台帳上は別世帯であっても満65歳未満の方と同居しているとみなされる場合は対象外（二世帯住宅など）  
※対象者である方も申請が必要になります。

申請後、資格要件を審査し、対象者には、認定通知書を送付のうえ、津別消防署員と役場職員が設置に伺います。

・事業期間 平成23年3月31日まで

※既存住宅は、平成23年5月31日までの設置が求められています。

対象者の方は、この機会に本事業の申請をお願いします。

【問い合わせ・申請先】

役場 保健福祉課 介護福祉グループ

☎76-2151(内線233)



## 「北海道苦情審査委員制度」のご利用を！

道の仕事に関して、皆さん自身の利害にかかわる苦情は「苦情審査委員」に申し立てください。

苦情の解決に向けて、簡易な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から、道の業務や制度の内容を調査するなど、迅速に処理します。なお、個人情報の保護には十分配慮します。

○苦情の窓口は、道庁の「道政相談センター」のほか、各総合振興局の「道政相談室」です。

○制度の概要と苦情申立書をセットしたリーフレットを用意しております。苦情の窓口へ連絡してください。

○道のホームページでも苦情審査委員制度をお知らせしています。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp>）

○苦情の申立て方法は、所定の「苦情申立書」により、申立てできます。

問い合わせ先

・北海道総合政策部知事室道政相談センター

☎011-204-5022

## 7月は 不正軽油強化月間です

■不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜたり、軽油以外の石油製品から軽油を密造したものなどをいい、これらを製造・販売・使用することは、脱税行為であるのみならず、大気汚染や硫酸ピッチの不法投棄にもつながるなど、私たちの健康に重大な影響を与える悪質な犯罪です。

■道では、不正軽油撲滅に向けて関係機関と連携し、取締りをさらに強化します。

■「不正軽油」の話を聞いたり、見たりした時は、次までご連絡ください。

◇不正軽油ストップ110番（フリーアクセス0800-8002-110）

◇オホーツク総合振興局税務課  
網走市北7条西3丁目  
☎0152-41-0613